

札幌市立新陵小学校 いじめ防止基本方針(改訂版)

2026/3/29

学校教育における喫緊の課題である「いじめ」の防止に向けて、本校として以下の方針をもって取組を進める。

いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会構成員 管理職・教務主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行うこととする。

○いじめ防止対策委員会定例会議を月に1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び、個別の対応状況を組織で確認する。

○毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

○いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、定例会議とは別に会議を開催する。

○いじめの疑いを把握した場合は、構成員が全員そろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

○会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

○いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結び付きそうな状況を共有するとともに、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定などの活動をする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的、身体的、物理的な影響を与える行為であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**」を指す。

●いじめに関して、次の3つの認識を教職員で確認する。

①いじめは、どの子にも起こりうる。(被害者としても、加害者としても)

②いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残す。

③いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

「いじめは、絶対に許されない行為」との認識を、学校教育全体を通して児童に徹底指導し、いじめられている児童は学校が守り通す姿勢を日頃から貫いていくことが一番重要。

2 未然防止のために

(1) 相手の気持ちを思いやる心を育むための全校での取組

- あいさつ運動 ・メッセージカード（体育発表会、学習発表会）
- ・友達の頑張っているところを見つける活動を通して、友達のよさを見つめ直し、相手の気持ちや立場を思いやった言葉がけが、周りの友達のすがすがしい気持ちにつながるということに気付く。

○ふれあい活動

- ・異学年集団を作って活動することによって、思いやりの心を育てると共に、好ましい人間関係の基盤を培い、社会性を高める。
- ・人・こと・ものへのかかわりを意識しながら、子どもが自分自身を見つめ、お互いにふれあい高めあう姿をねらう。



○道徳の時間

- ・いじめは絶対に許されないという心情を育む道徳教育。
- ・「思いやり」「信頼」「寛容」など、大切にしたいことを全校児童・教職員で一緒に考え共通理解を図る場の設定。
- ・自己を肯定的に受け止め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする意欲を育てる。
- ・友だちとの支え合いや認め合い、日頃世話になっている人への感謝など、身近な人とのかわりについて考えることを通して、豊かな人間関係を築こうとする意欲を育てる。

(2) 学級経営の充実

○子どもがいつでも相談できるような学級づくり

- ・日々の活動（学習や遊びなど）を通して、教師と子どもの信頼関係を築く。
- ・どの子にも、努力すればできるようになるという自信をもたせ、自己肯定感を高める。
- ・学習規律の習得、習慣づけを図るとともに、言語活動の工夫や充実によりすべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努める。

○子どもがお互いに尊重し合えるような学級づくり

- 話し合いを重視した授業を行っていくことで、相手の気持ちや立場を尊重し、支え合おうとする「思いやりの心」を育てる。
- 自分とは違う見方や考え方があることを受け入れることによって、自分のものの見方や考え方を広げ、思考力・判断力を高めていく。

(3) インターネット上のいじめの防止

○情報モラル教育の推進

- 情報モラル教育を行い、どのようにブログや SNS などのソーシャルメディアと付き合っていけばよいのかを学べる機会を設ける。

○保護者への啓発

- 児童の身近にひそむインターネットトラブルの現状について学び、家庭で付き合い方を見直すことのできる機会とする。（「安心・安全」による呼びかけ）
- 懇談会等を活用し、保護者同士の情報交換ができるようにする。

3 早期発見・対応

1 事実関係の確実な把握といじめの認知

○児童の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。

○ 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。

○ 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。

○ 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。

○ 聴き取りの際は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

○ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。

○ 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。

○ 他校の児童生徒との間でのいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。

○ いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

○ 命に関わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- いじめられた児童の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取るなどして、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

3 いじめた児童等への解決に向けた働きかけ

(1) いじめた児童への指導・対応

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

(2) 周りの児童への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

4 関係保護者との連携

- いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について速やかに教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

6 再発防止

- 児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめに関する個別の対応状況に関する記録等の情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

7 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 重大事態への対処

重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

- 重大事態が発生した場合、学校から教育委員会に報告をする
- 重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ること。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を共有する。

学校用重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校より教育委員会へ重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長へ報告）
- ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などには、迅速に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあたったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有していない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する必要があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体となる場合】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

新陵小学校いじめ対策年間計画

	学校いじめ防止対策委員会	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ ・いじめ防止対策委員会（毎月） ・いじめの認知と解消の確認 ・いじめ対策基本方針の確認	・学級・学年経営に人間関係形成を位置付 ・学級道徳 ・保健指導 ・身体 測定 ・職員会議で配慮確認	・学級懇談会で基本方針の説明 ・ホームページで周知 ・学習参観懇談
5月	D ↓	・遠足 ・学びの支援全体会 ・方面別集団下校訓練	・個人懇談
6月	↓	・宿泊学習（5年）	
7月	C ↓	・6月のアンケート結果の共有	・修学旅行（6年） ・非行防止教室（高学年）
8月	↓	全 市 <子どもの命を見つめ直す月間>	
9月	A ↓	・方面別集団下校訓練 ・体育発表会	
10月	P ↓		・個人懇談（必要に応じて子どもの様子について相談）
11月	D ↓	・全職員による学校評価の実施	（市教委）いじめ調査 ⇒全員と面談 ・学習発表会 ・学年学級経営交流会 ・学びの支援全体会
12月	C ↓	・11月のアンケート結果の共有	・学習参観懇談（必要に応じてアンケート内容を相談）
1月	↓	・方面別集団下校訓練	
2月	A ↓	・「いじめ防止基本方針」の見直し	・学校評価全体会 ・学びの支援全体会 ・6年生を送る会
3月	↓	「令和9年度基本方針」の発信	・卒業式 ・個人懇談
通年		・いじめに関する情報の収集 ・望ましい人間関係を構築するための情報発信	・全校朝会などでの校長講話 ・道徳教育の充実・分かる授業の充実 ・ふれあい活動の充実 ・S C等による相談体制の充実